

令和7年度 第1回根室市の国民健康保険事業の運営に関する協議会議事録

日 時：令和7年4月11日（金）

午後6時30分

場 所：根室市役所3階災害対策室

1. 開会及び閉会に関する事項

開 会 令和7年4月11日（金） 午後6時30分

閉 会 令和7年4月11日（金） 午後7時04分

2. 委員の出席及び欠席に関する事項

(1) 出席委員	11名	(2) 欠席委員	1名
委 員	吉 田 久美子	委 員	酒 井 昌 子
〃	西 館 一		
〃	松 田 憲 一		
〃	岡 田 優 二		
〃	江 村 晶 子		
〃	坂 卷 秀 敏		
〃	山 本 恒 巳		
〃	金 濱 憲		
〃	齋 藤 信 子		
〃	中 本 明		
〃	長谷川 俊 輔		

3. 傍聴者 0名

4. 説明のため出席した事務局職員

事務局職員	5名
市民生活部長	中 村 健 悦
市民課長	成 田 真 吾
税務課長	佐 藤 友 彦
保険・年金主査	武 田 圭 一
主任	青 木 匠

5. 付議事項

諮問第1号 国民健康保険税の課税限度額の改定について

6. 議 事 等

(◎:議長 ●:委員 ○:事務局)

○成田課長 本日は時節柄、ご多忙の中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。
定刻となりましたので、ただいまより令和7年度 第1回 根室市の国民健康
保険事業の運営に関する協議会を開催いたします。
開催に先立ち、石垣市長よりご挨拶申し上げます。

※石垣市長 挨拶（記載省略）

○成田課長 次に長谷川会長にご挨拶を賜りたいと思います。

※長谷川会長 挨拶（記載省略）

ありがとうございました。

次に、本日ご審議いただく諮問事項について、石垣市長より諮問書を手交いたします。長谷川会長、前の方へお進みください。

※諮問書手交

市長はこの後、他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。それでは、以後の議事進行を長谷川会長へお願いいたします。

◎長谷川会長 よろしくお願ひします。

まず、本日の会議の出席者数についてであります。

委員総数12名に対し、11名の出席をいただいておりますので、当協議会規則第5条の規定に基づき、本日の会議は成立することをご報告いたします。

次に議事録署名委員を指名いたします。

今回につきましては西館委員、中本委員を指名したいと思いますのでよろしくお願ひします。

それでは議事に入ります。諮問第1号「根室市国民健康保険税の課税限度額の改定について」事務局より説明願ひます。

○武田主査 諮問第1号「国民健康保険税の課税限度額の改定」について、ご説明いたします。

議案の1ページをお開き願ひます。

本日、皆様にお諮りしますのは、「国民健康保険税の課税限度額の改定」について、国民健康保険法第11条第2項、第3項及び根室市の国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第2条の規定に基づき、協議会の意見を求めるものであります。

本改定につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布、令和7年4月1日に施行されたことに伴うものであります。

「1. 法定限度額の改定」の項目をご覧ください。本改正において、課税限度額を総額で106万円から109万円に3万円引き上げることとなりました。内訳といたしましては、基礎課税額を65万円から66万円に1万円引き上げ、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を24万円から26万円に2万円引き上げとなったものであります。

当市におきましては、「2. 根室市の改定案（今回の諮問事項）」として記載のとおり、市中経済への影響等を鑑みて、課税限度額の引き上げを1年据え置き、令和8年度に法定限度額と同額の改定を行いたいという内容でございます。

また、令和7年度の後期高齢者支援金等課税額分につきましては、令和6年度に課税限度額の引き上げを1年据え置き、令和7年度より引き上げを行った

後の金額となっておりますので補足いたします。

本改正案につきましては、原案どおりご答申いただきますと、来年度へ向けてしかるべき時期に議会に根室市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を上程する予定でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議願います。

◎長谷川会長 ただいまの説明について、ご発言等はございますでしょうか。

●中本委員 今回の改定で、保険税額はどのように変わりますか。

○武田主査 後ほど説明予定でありましたが、2ページをご覧ください。

こちらは令和7年3月時点での試算となりますが、今回の改定に伴う影響世帯数を記載しており、これに基づきますと、(限度額超過世帯から普通世帯になる)28世帯の方が年税額で3万円増加することとなります。

今回の諮問事項としては、これを1年間据え置きすることを議題としております。

◎長谷川会長 他にご発言はございますでしょうか。

ご発言がなければ、諮問第1号については、原案のとおり承認することによりよろしいでしょうか。

※異議なしの声あり

それでは、諮問第1号については、原案どおり承認することに決定いたします。

なお、本件に関する答申書の作成については私に一任いただくことによりよろしいでしょうか。

※異議なしの声あり

ご異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、その他といたしまして「国民健康保険税の軽減判定所得の改定」について、事務局より説明願います。

○武田主査 1ページ下段をご覧ください。

報告事項 国民健康保険税の軽減判定所得の改定についてご説明いたします。

こちらにつきましても、先程ご説明した課税限度額の改定と同様に、地方税法施行令の改正によるものでありますが、「3. 軽減判定所得基準額の改定」の項目に記載のとおり、5割軽減の対象となる世帯の判定所得の算定において、被保険者数に乗すべき金額を29万5千円から30万5千円に1万円引き上げ、2割軽減の対象となる世帯の判定所得の算定において、被保険者数に乗すべき金額を54万5千円から56万円に1万5千円引き上げ、低所得者層の保険税軽減措置の拡充を図るものであります。

2ページをお開き願います。

参考資料といたしまして、本改正に伴う、限度額超過世帯及び軽減対象世帯の推移を添付しております。

令和7年3月時点での課税情報に基づく試算でございますが、課税限度額を改正した場合、これまでの限度額超過世帯185世帯のうち28世帯が普通世帯となります。

また、軽減判定所得を改正した場合、総体で2割軽減世帯が8世帯、5割軽減世帯が11世帯増加することとなり、保険税負担の軽減が図られる試算となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議願います。

◎長谷川会長 ただいまの説明について、ご発言等はございますでしょうか。

私の方からよろしいでしょうか。

限度額の増加も続いている中で、何か税率を引き下げるなどの予定はありますか。

○武田主査 国民健康保険制度につきまして、令和12年度より北海道内での保険料及び必要なサービスを統一化するべく北海道が主体となって調整しているところではありますが、統一化以降は市町村独自のフレキシブルな施策展開が困難であると認識しており、市独自の限度額や税率等の引き下げをすることは非常に厳しいものであります。

現在、北海道が主体となり、市町村連携会議の場において、各市町村の状況を踏まえつつ、最善の着地点となるよう活発に議論がなされており、協議の根幹としては、北海道への事業納付金の額に応じて保険税率等が決まることを念頭に、医療費等の適正化を通じて、いかに事業納付金を引き下げることができるか、また、医療費適正化等によるインセンティブをどのように分配するのかというところであり、特定健診の受診勧奨をはじめ、被保険者の皆様の健康を守ることが、将来的な保険税額の引き下げにつながるものと考え、今後も会議の場において当市の状況も踏まえて、積極的に発信してまいりたいと考えております。

現状において、基金を活用した保険税額の引き下げ等を試算しておりますが、令和12年度以前に基金が不足することから、現時点においては、納税者の負担を減らす予定はございません。

◎長谷川会長 わかりました。

他にご発言はございませんか。

ご発言がなければ、国民健康保険税の軽減判定所得の改定については、原案のとおり承認することよろしいでしょうか。

※異議なしの声あり

ご異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

最後に「その他」といたしまして、せっかくの機会ですので、皆様からご意見等はございますでしょうか。

- 中本委員 協議会の開催の結果について公表の義務はありますか。
- 武田主査 公表の義務はありませんが、議事録について、市ホームページに掲載していました。
- 中本委員 市ホームページを見たが掲載されていなかった。
- 武田主査 掲載期間が終了しておりました。今回の議事録から掲載期間を延ばします。
- 中本委員 協議会の開催は、近隣の市町村は2回程度のところもあるが、根室市は1回の予定でしょうか。
- 武田主査 現在のところ、その予定です。
- 中本委員 諮問事項があればまた開催されるものと思っています。
データヘルス計画の推進について、(策定から)令和6年度で1年目を過ぎているが中間報告の公表予定はありますか。
- 成田課長 計画期間の中間年度である令和8年度に公表する予定です。
- 中本委員 もう1点だけお聞きします。令和6年度決算は作業中と思いますが、未収金額と不納欠損金額について、令和5年度決算で不納欠損額が2千万程度ありましたが、令和3年度は900万円程度でした。この増加要因は为什么呢。
- 佐藤課長 新型コロナウイルス感染症が流行した令和2年度後半から令和3年度にかけて未収金が増加したものです。内容的にはご承知かと思いますが、滞納世帯に対し、短期証を交付し、有効期限が切れた時点で再交付のために来庁いただき、その際に納税相談に応じておりましたが、コロナ禍ではそれが実施できなかったことの影響もありました。
また、有効期限が切れた状態で医療機関を受診し、全額自己負担した後、保険者負担分の給付手続時において、その給付金額を(本人同意のうえ、滞納額へ)振替していたが、人道的にも厳しいというところで取りやめた経過もあります。
こうしたことから、令和6年度より、保険税の徴収部門を税務課へ統合し、収納対策の強化にあたっていますが、令和6年度については、令和5年度より(収納率は)上向きであり、今後においても収納対策の強化に努めていきたいと考えています。
- 中本委員 収納率向上に向けて努力を重ねていると理解しました。不納欠損額は、様々な事情はあると思いますが、税負担の公平性の観点から、できるだけ収納できる対応をぜひお願いしたいです。
- 江村委員 (令和12年度から保険税が)統一化されることについて、根室市の法定限

度額や軽減判定所得は北海道の平均に比較して高いのでしょうか。

- 武田主査 法定限度額や軽減判定所得については、法に基づき設定されているもので、同額となりますが、今回、諮問事項としたとおり、当市においては、法定限度額の増を1年据え置きしているため、同額となっております。また、同様の対応をしている道内の市は35市中7市となっております。
- 税率につきましては、北海道が示す（納付金算定における）標準保険税率よりは低く設定しておりますが、応益応能の割合に相違があるため、現状の均等割、平等割の金額どおりにはならない可能性があります。そういった部分も含め、現在、市町村連携会議において活発に意見交換がされています。
- 成田課長 補足になりますが、北海道標準税率（北海道平均）は12.7%ですが、当市は13.92%であり、平均よりは高くなっております。
- 岡田委員 日本の医療制度は、保険税を払って、それに応じて医療費が決まっているが、税率を下げるのは必要だと思います。しかし、医療費は増嵩していきます。これは構造的に破綻しており、医療業界もいつまで持続できるかわからない。本当にこの制度は持続可能だと思っておりますか。今後の展望を根室市だけで言っても仕方がないが、北海道や国に対してしっかりと要望してほしい。
- 成田課長 市町村連携会議が年4回ほど開催されており、その中で本日いただいた意見を伝えたいと思います。
- 岡田委員 人口減少、少子高齢化で（国保制度を）持続することは将来的に難しいと思います。その中でどれだけのことができ、そのバランスをどこで取るのが大事ですが、私たちではどうすることも出来ないもので、市役所の人たちで検討いただいて、（要望活動などを）頑張ってもらいたい。
- 江村委員 特定健診の項目で腎機能検査を追加してもらえないのかなど、日々の診療で感じるところです。糖尿病の方は腎機能が悪くなりますが、クレアチニンなどの項目を実施すると、健康な方でも腎臓機能の悪化などがわかります。腎機能（の低下や悪化）が少し見にくい印象です。本人が希望されれば、（自己負担にはなるが）できるものではありますがいかがでしょうか。
- 岡田委員 （国保では）基本項目には含まれていないということだと思いますが、（保険者によっては）eGFRもやっているのだから、そこら辺を統一してほしい。
- 江村委員 本人が希望すればやれますが、基本項目で増やすことはできないでしょうか。
- 武田主査 まさに、今のご意見について、市町村連携会議の場において、保健師を中心に議論されております。市町村によっては追加費用により他の検査項目を追加していたり、全て無料であったり対応は違います。委員のおっしゃるような意見や要望を踏まえて、基本項目の設定作業中であり、当市保健師を通じて、ご

意見を発信させていただきます。

◎長谷川会長 他にご意見はございませんか。
事務局から何かありますか。

○成田課長 事務局からは特にありません。

◎長谷川会長 いつもより活発な意見交換があり、有意義な会議になったと思います。他に
なければ、本日の議事は全て終了といたします。進行を事務局にお返しします。

○成田課長 長谷川会長、ありがとうございました。
以上をもちまして、令和7年度 第1回 根室市の国民健康保険事業の運営に
関する協議会を閉会いたします。
本日は誠にありがとうございました。